

Expert Group for International Collaboration on Microdata Access
(Paris, 13-14 December 2012)

OECDマイクロデータアクセスに関する 国際協力のための専門家会合（第2回） の概要

平成25年3月26日（火）

総務省政策統括官付
統計企画管理官室

目次

1. OECDマイクロデータアクセスに関する国際協力のための専門家会合(第2回)の概要
2. 個別課題に関する議論の概要
 - ①メタデータの推奨標準を含む、マイクロデータアクセスの用語と概念
 - ②行政記録データへのアクセス、特にデータセットの結合
 - ③マイクロデータアクセスのプロセスの流れ、カナダの2つの例
 - ④リスク管理と制裁措置の理解
 - ⑤マイクロデータアクセスのベストプラクティスの発見と報告
 - ⑥マイクロデータアクセスのプラスの効果の測定
 - ⑦パブリックユースファイルとオープンデータ政策への対応
 - ⑧その他
3. まとめ

1. OECDマイクロデータアクセスに関する 国際協力のための専門家会合（第2回）の概要

- 会合名： 2nd meeting of the Expert Group for International Collaboration on Microdata Access
- 日 程： 2012年12月13日（木）～14日（金）
- 開催地： パリ（フランス）
- 主催者： OECD
- 参加国： 19か国1機関（合計23名）
カナダ、デンマーク、エストニア、フランス、
ドイツ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、
日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、
韓国、スロベニア、スウェーデン、スイス、
トルコ、イギリス、アメリカ合衆国（電話会議
による参加）、EU統計局

1. OECDマイクロデータアクセスに関する 国際協力のための専門家会合（第2回）の概要

- 会合の目的：
 - 本専門家会合は、各国の法制面を考慮しつつ、政策分析者及び研究者による国境を越えたマイクロデータへのアクセスと分析を進めるための現実的な方法について、国家統計局が協力して取り組むことを促進させることを目的として設立（設置期間は2011年6月17日～2013年12月31日）
 - 第1回会合は、2012年5月31日～6月1日にOECDで開催（総務省政策統括官付国際統計管理官が参加）
 - 今回（第2回）の会合の目的は、第1回会合以降の進捗状況をレビューすること

2. 個別課題に関する議論の概要

① メタデータの推奨標準を含む、マイクロデータアクセスの用語と概念

【メタデータ標準】（ハンガリー中央統計局）

- ・2つのメタデータ標準の紹介（SDMXとDDI）
- ・両者の開発された目的は異なるものであり、両標準の併用も考えられるのではないか
- ・“SDMX / DDI discussion”は別の会議でも行われており、その議論を注視すべき

【用語集：関連用語のドラフト】（OECD統計委員会）

- ・マイクロデータ関連用語は、同じ用語でも国や機関で様々な意味で使われており、統一すべき
- ・今回、ドラフト版として約90の用語を収集
- ・2013年4月をメドに第2版を提示し、次回会合でも議論

2. 個別課題に関する議論の概要

② 行政記録データへのアクセス、特にデータセットの結合

【国家統計機関から研究者への行政記録データの提供
—実務的な経験から—】(デンマーク統計局)

- ・北欧諸国には、行政記録データ(個人が特定され得るもの)と統計的レジスター(行政記録データを加工したもの)がある
- ・研究者は、行政記録データの管理者に直接申請することにより承認を得られる可能性はあるが、研究目的には統計的レジスターの方が良い
- ・行政記録データからどのように統計的レジスターを作成したか、などプロセスに関する情報提供が重要
- ・北欧諸国の統計法の下では、通常、匿名化されていても個別データの海外研究者への提供は認められない
- ・PUFやAUF(Public or Academic Use Files)も未提供

2. 個別課題に関する議論の概要

③ ミクロデータアクセスのプロセスの流れ、カナダの2例

【ミクロデータアクセスのプロセスの流れ、カナダの2例】

(カナダ統計局)

- ・法的課題を検討した上で、情報管理と成果物の秘匿が必須
- ・国際的にアクセス可能なオプションは、次の3つ(研究者のニーズを満たすのは(2)と(3))

(1) PUMFs (Public Use Microdata Files)

(2) RDC (Research Data Centres) ミクロデータの観察とアクセス
—— 海外の研究者は追加手続が必要

(3) RTRA (Real Time Remote Access) ミクロデータへのアクセス
—— 海外の研究者でも追加手続は不要

- ・データを共有するためにはメタデータの共有が重要
- ・プロセスの流れは、目的によって様々
- ・手続やシステムは、注意深く計画し、実行する必要

2. 個別課題に関する議論の概要

④ リスク管理と制裁措置の理解(その1)

【国境をまたがるマイクロデータの提供において、守秘義務違反を犯した場合の刑事罰の適用可能性】(イスラエル中央統計局)

・本犯罪の性質:どこでも起こり得る、被害者がいない、意図せずに起こってしまう可能性もある、物理的被害があるとも限らない、ハッキングなどのコンピュータ犯罪の可能性もあるがそうでない場合もある、など(=発見が困難)

・必要とされる法的な前提条件は、法的管轄区域において言語の翻訳がなされることや、執行管轄区域において身柄引渡条約が締結されていること

・犯罪捜査における、MLA(Mutual Legal Assistance)や他国の裁判所に送る嘱託書の問題など

2. 個別課題に関する議論の概要

④ リスク管理と制裁措置の理解(その2)

【国境をまたがるマイクロデータの提供において、守秘義務違反を犯した場合の刑事罰の適用可能性】(イスラエル中央統計局)

・勧告案としては、

ーデータ提供側の国とデータアクセス側の国との法的前提条件の確認

ー守秘義務違反が起こった場合に裁判権を明確にするためのOECDガイドラインの作成

ー効果的な執行手段としての刑事罰適用の最低限の信頼

ー効果的に守秘義務違反を避けるようなアクセス・執行モデルの利用

ー行政罰の適用

などが考えられる

2. 個別課題に関する議論の概要

⑤ ミクロデータアクセスのベストプラクティスの発見と報告(その1)

【誰が料金を負担する?】(オランダ統計局)

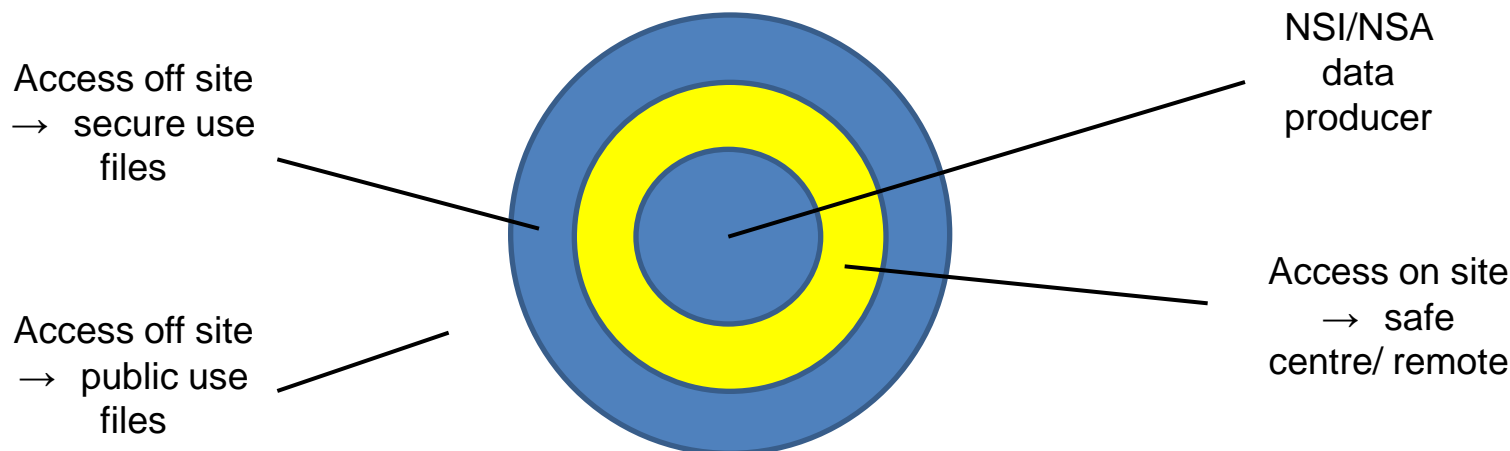
- ・オランダ統計局は、統計作成経費は公費で賄われているが、ミクロデータサービスの維持費は賄われない
- ・年間推計コストは、人件費110万ユーロ、オンサイト施設費70万ユーロ、IT設備やソフトウェアのライセンス費50万ユーロなど、合計で200万ユーロ以上
- ・データは無料でも、サービスの維持費は必ずかかる
- ・サービス維持の資金がなければ利用者に課金するしかない
- ・サービスの設計は、施設の選択とコストの大きさによる
- ・IT設備とソフトウェアライセンス費用は不可避

2. 個別課題に関する議論の概要

⑤ ミクロデータアクセスのベストプラクティスの発見と報告(その2)

【ミクロデータサービス提供に当たっての信頼の構築】
(ドイツ統計局)

- ・国によって、データの秘匿性のレベルやリスク評価の度合、アクセス手段などが異なる
- ・ベストな方法は目的による(情報レベルとデータを利用した作業内容とのトレードオフ)
- ・「信頼の輪」(circle of trust)の概念の導入



2. 個別課題に関する議論の概要

⑥ ミクロデータアクセスのプラスの効果の測定

【専門家会合への提案】（OECD統計委員会）

- ・「公的部門情報」の再利用の経済価値を推計する最近の研究と同様に、ミクロデータ再利用の市場を測定してみてもどうか
- ・研究目的のミクロデータ利用から生じる、社会全体の利益を目的としたプラスの効果測定してみてもどうか
- ・ミクロデータ提供に当たってのコスト・ベネフィットモデルを開発してみてもどうか
- ・ベネフィットとしては、研究支援、公的統計の信頼性の向上、データの信頼性・妥当性の改善、データ収集の重複の縮減、投資収益率の増加、などがある
- ・コストやリスクとしては、倫理的な問題や回答者の信頼、法的問題、批判にさらされること、費用の問題、などがある

2. 個別課題に関する議論の概要

⑦ パブリックユースファイルとオープンデータ政策への対応

【パブリックユースファイル：公表データの質を高めるための実務と方法】(イタリア統計局)

- ・PUFは、自由に利用可能、ほとんど利用制限・条件がない、オープンフォーマットなど利用しやすい
- ・意味のある推定ができる程度の質は保っている
- ・教育用のファイルは変数やデータ数が少なく、別物
- ・リサンプリングやリコーディング、トップコーディングやデータスワッピングなど、様々な秘匿措置が施されるのが通例
- ・近年、データの重要な関係を保持するため、シミュレートされた生成データを公表する例や、2段階のリサンプリングを行う例もある
- ・PUFを質・量とも増やし、作成方法の公開性を高めるべき

2. 個別課題に関する議論の概要

⑧ その他

【日本のマイクロデータアクセスの課題】（日本、政策統括官室）

日本における匿名データ提供の現状と課題について発表し、以下の点を紹介

- ・2013年には国勢調査の匿名データも利用可能に
- ・教育用擬似マイクロデータについて研究中
- ・調査票情報のオンサイト利用について検討中

【2013CESセミナーの紹介】（スロベニア統計局）

- ・2007年に統計の秘匿性とマイクロデータアクセス管理に関するガイドラインを策定し、2009年に改訂
- ・2013年セミナーの目的は、統計の秘密保護の要請と研究目的のマイクロデータ利用への要求との両立に当たっての課題を共有すること

3. まとめ

【OECDによる今回会合のサマリー】

○ 刑事罰の適用可能性

現実的には刑事罰の適用は困難であり、過度に刑事罰に頼るべきではなく、行政罰の適用が推奨される

○ ミクロデータサービスの費用

多くの国でサービス維持のための費用は内部予算ではカバーしておらず、専門家会合としてこの問題に取り組むべき

○ ミクロデータアクセスのプラスの効果

コストやリスクのみでなく、プラスの効果についても議論すべき(例:カナダ統計局の利用者アンケート)

○ オープンデータ

本会合の任務に明示的に「オープンデータ」について言及はないが、この問題を作業範囲に含め、研究

3. まとめ

【OECDによる今回会合のサマリー】(続き)

- 作業計画

 - 最終勧告に向け、課題ごとに責任者を設けて報告を作成

- 次回(第3回)会合(最終会合となる予定)

 - 日程:2013年6月3日(月)~4日(火)

 - 場所:パリ(フランス) OECD本部

※ OECDとしては、次回会合において課題ごとに最終的な論点整理を行い、年内に各国に対して勧告を行う予定